

晴美台エコモデルタウン創出事業に関する基本協定書(案)

堺市(以下「甲」という。)&〔 〕(以下「乙」という。)とは、晴美台エコモデルタウン創出事業(以下「本事業」という。)に関し、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、乙が本事業の優先交渉権者として決定したことを確認するとともに、土地売買及び晴美台エコモデルタウン創出事業に関する契約及びその他必要な契約(以下これらを「契約」という。)の締結に向けた甲及び乙双方の義務について必要な事項を定め、本事業が確実かつ円滑に実施されることを目的とする。

2 甲及び乙は、相互の果たす義務の遂行に最大限の努力を払うものとする。

(甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、契約の締結に向けて、本協定の定めに従い、それぞれ誠実に対応するものとする。

(準備行為)

第3条 甲及び乙は、契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うものとする。

(契約不調の場合における処理)

第4条 事由の如何を問わず契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用はそれぞれの負担とし、互いに請求しない。

(募集要項等の遵守)

第5条 乙は、本事業の遂行にあたり、晴美台エコモデルタウン創出事業プロポーザル募集要項に記載された事項及び自らの提案内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、また本協定、土地売買及び本事業に関する契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、及び法律、政令、規則、条例上の要請により開示する場合には、この限りでない。

(本協定の変更)

第7条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意によらなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から土地売買及び本事業に関する契約の締結日までと

する。

2 前項の規定にかかわらず、事由の如何を問わず土地売買及び本事業に関する契約の締結に至らなかった場合には、本協定は効力を失うものとする。

(管轄裁判所)

第9条 本協定に関する管轄裁判所は、甲の所在地を管轄とする地方裁判所又は簡易裁判所とする。

(疑義の決定)

第10条 本協定に関し疑義のある事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

「甲」 堺市堺区南瓦町3番1号

堺 市

代表者 堺市長 竹 山 修 身

「乙」 住 所

氏 名